

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制その他各種中小企業向け税制の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を同一の大規模法人に所有されている法人等は除外されている（措令27の4⑪）。 このため、銀行等の投資専門子会社が事業再生又は事業承継等を目的として中小企業へ出資を行う場合であっても、当該出資先企業が「みなし大企業」に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。 ・ 特例措置の内容 事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の適用対象となる中小企業者の判定において、当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うよう所要の措置を講ずることを要望する。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] ▲9 (—) [平年度] ▲9 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 地域の中小企業においては、経営者の高齢化や後継者不足の進展により、事業承継及び事業再生の必要性が高まっている。他方、事業再生や事業承継の局面では財務基盤が脆弱化しやすく、金融機関による融資のみならず、資本性資金の供給を通じた経営基盤の強化が重要となっている。 このため、銀行等の投資専門子会社によるリスクマネー供給を促進し、地域企業の事業価値向上、雇用維持及び地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。 また、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用を可能とすることにより、生産性向上投資、設備投資及び賃上げを促進し、持続的な成長を実現することを目的とする。 (2) 施策の必要性 銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による支配的な投資とは異なり、一定期間における企業価値向上及び事業再生・事業承継等の実現を目的としたものである。 しかしながら、現行制度では、銀行等の投資専門子会社が一定割合以上出資した場合、出資先企業が「みなし大企業」に該当し、研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制等の中小企業向け税制措置を活用できなくなる場合がある。 事業再生又は事業承継に取り組む企業にとって、これらの税制措置は経営改善や成長投資を支える重要な施策であり、その適用除外は再生・承継支援の効果を減殺するおそれがある。 このため、銀行等の投資専門子会社による事業再生会社及び事業承継会社等への出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人の適用対象から除外し、出資先企業が中小企業向け税制措置を継続して活用できるよう制度を見直すことが必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	銀行等の投資専門子会社による資本供給を通じて、事業再生企業の経営改善や事業承継企業の事業継続などを実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 204 件 令和10年度 204 件 令和11年度 204 件 (注) 令和8年度実績を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用が可能となることで、経営基盤の強化と成長投資が促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による事業支配を目的とする投資ではなく、企業価値向上及び地域経済の維持を目的とするものである。 そのため、「大企業に実質的に支配される企業を中小企業税制の対象外とする」という現行制度の趣旨との整合性を損なうものではない。 したがって、事業再生又は事業承継等を目的とした銀行等の投資専門子会社による出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人から除外する措置を講ずることが政策手段として妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—